

# 第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令の一部を改正する省令（案）について

## 1. 背景・趣旨

訂正すべき事項があったことから、当該省令を一部改正する。

## 2. 改正案の概要

下記（赤字下線）の通り、該当の3箇所について改正する。

（第一種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準）

第二条 法第二十一条第一項の規定による第一種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるとおりとする。

一 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項

イ（略）

ロ 飼養施設に備える設備の構造、規模等は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(2)（略）

(3) ケージ等の構造及び規模は次に掲げるとおりとする。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあつては、この限りでない。

(一)（略）

(二) 犬又は猫のケージ等は、次のとおりとすること。飼養期間が長期間にわたる場合にあつては、走る等の運動ができるように、運動スペース一体型飼養等又は運動スペース分離型飼養等によること。

(イ)～(ハ)（略）

(ニ) 運動スペース分離型飼養等を行う場合におけるケージ等以上の構造及び規模を有する分離型運動スペースを備えること。

(4)～(6)（略）

ハ（略）

二～七（略）

第三条 法第二十四条の四第一項の規定において準用する法第二十一条第一項の規定による第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるとおりとする。

一 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項

イ（略）

ロ 飼養施設に備える設備の構造、規模等は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(9)（略）

(10) ケージ等は、次に掲げるとおりとすること。

(一)（略）

(二) 側面又は天井は、常時、通気が確保され、かつ、ケージ等の内部を外部から見通すことができる構造であること。ただし、当該飼養又は保管に係る動物が傷病動物である等の特別の事情がある場合にあつては、この限りでない。